



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

第307号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

報復合戦

日本の平常の平和の縮図の5月の大型連休は、好天にも恵まれてトランプ関税の騒動の最中でも、観光地は家族連れで賑わいを見せていました。そんな平穏な日々を過ごしていますが、今年は太平洋戦争後80年の総括が問われている年でもあります。戦後80年にあたり天皇陛下が、先の大戦の末期の激戦地である硫黄島を訪問されました。日米で約2万9千人が戦死した硫黄島には、今も多くの日本軍将兵の遺骨が眠っています。日本本土への米軍の空襲を阻もうと懸命に戦って散華した、尊い戦死者がいたことを忘れてはなりません。

現実には日本国は巷間言われ続けていて看過できない深刻な課題を突きつけられています。『南海トラフ巨大地震』と『台湾有事』です。政府の作業部会が、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を盛り込んだ報告書を公表しました。太平洋沿岸を中心に最大29万8千人が犠牲となり、経済被害は最大292兆円に達して2025年度政府予算の2.5倍を超えるとしています。これまでの伝聞を追認するように、巨大地震が今後30年以内に発生する確率は、80%程度と警鐘を鳴らしました。明日起こるかも知れないという怖いことでもあります。

そして台湾有事は日本有事であることはまぎれもない事実であって、日本は喫緊の危機への対応を迫られています。欧米と中東での紛争が抑止されないままに、次に発火点となるのは東アジアといわれています。2027年は『中華民族の偉大な復興』を掲げる習近平中国国家主席が、共産党トップの3期目を終える年で、軍創設100周年の節目でもあります。習氏が4期目の続役に固執し、そして国内経済の不調が続けば、台湾侵攻などの軍事行動で功績を急ぐのではと警戒されています。

敵も味方も構わずにトランプ米大統領は、相互関税を課すことを本格発動させました。間をおかず不況への警戒感から米国株が急落し、米国債もドルも売られるトリプル安に見舞われてしまいました。発動からわずかに半日で90日間、各国地域別の上乗せ分を中国を除いて停止する混乱ぶりです。中国への関税はさらに強化され「報復合戦」が激化することになりました。中国は貿易戦争に『とことん付

目次

ごあいさつ “報復合戦”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年5月・6月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A !	
“ 令和7年度税制改正について”	…4・5・6P
10月14日 Windows10 サポートを終了	…7P
随想 “「セレンディピティは棚から落ちてこない」	
上川路 美恵野”	…8P

き合う』と当初は強気を貫いていましたが、最後は『勝手にどうぞ』と方針を転換したのです。自ら引き起こした貿易戦争で最も打撃を受けるのは、米国自身だと断じていました。

韓国憲法裁判所は、昨年12月の非常戒厳宣言を巡り弾劾訴追された尹錫悦氏の大統領罷免を決定しました。国会などへの軍投入により『民主主義を否定し、憲法を無視した』として違法性は重大と断罪し、尹氏は即時に失職しました。尹氏の失脚で今後の日韓関係に及ぼす影響を危惧する声が広がっています。日本政府は、尹氏との良好な関係を土台にして今年節目となる国交正常化60周年の関係強化を目指してきただけに、見通しが立たなくなってしまいました。中国・北朝鮮との対峙する安全保障の連携強化が、日・米・韓で必須な時だけに、次期大統領選の結果が注視されています。

4月13日2025大阪・関西万博が開幕しました。開催が間に合うかなど疑問視された万博でしたが、連日活況を呈しています。55年前、東京から郷里鹿児島への新婚旅行の途中で立ち寄った1970大阪万博は、戦後日の出の勢いで復興を遂げつつあった日本の姿そのままに、世界から耳目を集めました。三波春夫さんの“世界の国からこんにちは”の凛とした歌声や、“太陽の塔”の奇妙な顔の像など、昨日のように思い出されます。(令和7年5月吉日)



2025年5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 
4 	5 	6 	7	8	9	10
みどりの日	こどもの日	振替休日				
11	12 	13	14	15 	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
6/1	6/2 	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7

〈3月決算会社申告書提出〉



6月2日まで

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 6月決算法人 第3四半期分
 - 9月決算法人 第2四半期分
 - 12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月中において都道府県の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉾区税の納付

5月12日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日まで

- ・特別農業所得者の承認申請

2025年6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 	3	4	5	6	7
8	9	10 	11	12	13	14
15	16 	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5

〈4月決算会社申告書提出〉



6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付

6月16日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において都道府県・市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2025年5月の経理・税務チェックリスト



Page 3
307 号

夏季賞与の検討と情報収集

- ☐ 夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

個人住民税の特別徴収の準備

- ☐ 個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

3月決算法人の確定申告と納税

- ☐ 3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

9月決算法人の中間申告

- ☐ 9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

障害者雇用納付金の申告

- ☐ 令和6年4月～令和7年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用労働者の総数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

2025年6月の経理・税務チェックリスト

個人住民税の特別徴収の新年度スタート

- ☐ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

- ☐ 令和6年度労働保険の年度更新期間が 6月3日(月)～7月10日(木) になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので**期間内に申告・納付**をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

- ☐ 令和7年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日(木)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高年齢者雇用状況の確認

- ☐ 障がい者及び高年齢者の雇用状況報告書の提出期限は毎年7月15日までとなっています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

- ☐ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

会計・税務のQ & A !



テーマ 『令和7年度税制改正について』

令和7年度税制改正法が3月31日、参院本会議で可決・成立しました。令和6年12月に公表されました「令和7年度税制改正大綱」から、いわゆる「103万円の壁」に係る基礎控除額等の変更がありましたので、しっかりと確認しておきましょう。

国税庁・財務省HP参照

～令和7年度の税制改正のポイント～

1. 成長型経済への移行

- ・物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 ⇒※1
- ・スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備
- ・確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額を月額6.2万円に引き上げ
- ・NISA投資枠の最低取引単位の大幅引き上げを認める買い付け方式を導入 等

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

- ・地域経済を支える中小企業の取組を後押しする税制 ⇒※2
- ・企業版ふるさと納税
- ・都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 等

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ・個人所得課税のあり方
- ・年金等税制や人的控除(扶養控除等)の見直し
- ・子育て世帯への支援
- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の見直し
- ・経済のグローバル化・デジタル化への対応
- ・外国人旅行者向け免税制度の見直し 等

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

- ・車体課税の見直し
- ・利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み 等
(令和8年度税制改正において結論を得る)

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- ・法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課す
ただし、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から年500万円の基礎控除が設けられ、これにより、中小法人では所得2,400万円程度までは防衛特別法人税が課されず、全法人の約94%は適用対象外となることが見込まれます。
(防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

6. 円滑・適正な納税のための環境整備

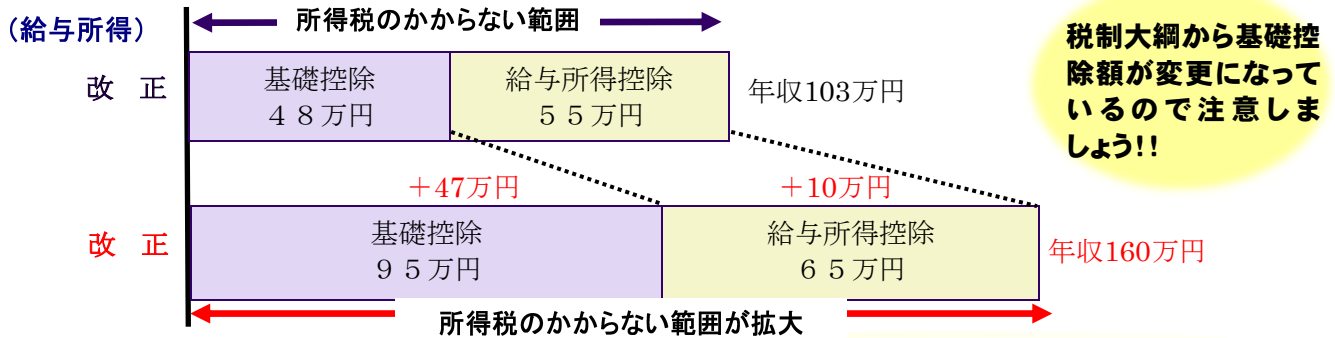
- ・電子帳簿保存制度見直し 等

※ 1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

< 個人所得税の改正 >

・「103万円の壁」の緩和

所得税の基礎控除は現行の最大48万円が最大95万円に、給与所得控除は最低保障額が55万円から65万円に上がります。



ただし、所得税の課税最低額が160万円になるのは、合計所得金額が132万円以下(給与収入約200万円以下)の人までで、それより多い所得を得ている方は、4段階で基礎控除の額が変わります。

【基礎控除額 (改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

給与控除については、給与の収入金額が190万円以下であれば、令和7年分以降の所得控除額は65万円になります。

【給与所得控除額 (改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

【働き方を見直す方の注意点】

所得税の課税ライン(壁)のほかに、社会保険や住民税の年収のライン(壁)があるので、しっかりと考慮して見直していきましょう。また、ご家族の勤務先で支給される家族手当等も要件等を確認しておきましょう。



・特定扶養親族特別控除の新設

19歳以上23歳未満の扶養親族に対する給与収入上限が150万円に引き上げ。給与収入が150万円を超えても、188万円までは段階的に控除額が減少する仕組みが導入されます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。



【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

※ 2. 地域経済を支える中小企業の実績を後押しする税制

<法人税の改正>

・中小企業の法人税率変更

年間所得10億円超の法人に対する税率が見直され、軽減税率の適用範囲が縮小

⇒中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%となっています。

この軽減税率の適用期限を2年延長したうえで、所得金額が年10億円を超える事業年度については、税率を17%に引き上げます。

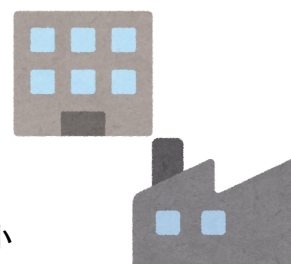
・中小企業経営強化税制の拡充・延長

生産性向上、収益力強化等を目的とした設備投資に対する税制優遇が再編され延長

⇒特定経営力向上設備等の要件を一部見直し、新たに「売上高100億円を目指す」企業の設備投資に対する税制措置を新設した上で、適用期限を2年延長します。

・中小企業投資促進税制の延長 等

機械装置やソフトウェア等を取得した場合に特別償却や税額控除が認められる措置。適用対象外となるみなし大法人の判定を一部改正した上で、適用期限を2年延長



2025年10月14日（米国時間）に、Windows 10のサポートを終了するとMicrosoft社より公表されています。

サポート終了後はセキュリティ更新プログラムの提供がなくなり、セキュリティリスクが高まります。同ソフトウェア製品の利用者においては、サポートが継続している後継製品、または代替製品への移行などの対応が望まれます。また、OSだけでなく、対象OS上で稼働するアプリケーションもサポートが順次終了していくため、しっかりと対策をしておきましょう。

●Windows10サポート終了Q&A●

Microsoft HPより抜粋

【Q】

Windows10のサービス終了とはどういうものですか？

【A】

サービス終了とサポート終了は、Windows10のテクニカルサポートとセキュリティ更新プログラムの終了のことです。2025年10月14日以降、Windows Updateを介したWindows10の無料ソフトウェア更新プログラム、テクニカルサポートまたはセキュリティ修正プログラムを取得しなくなります。

【Q】

Windows10のサポート終了は、Microsoft Officeアプリケーションにどのように影響しますか？

【A】

2025年10月14日に、サブスクリプション以外のバージョンのOfficeのサポートは、次の2つの点で影響を受けます。

- ・Office2016とOffice2019のサポートは、すべてのオペレーティングシステムで終了します。
- ・Office2024およびOffice2021（Office LTSCバージョンを含む）は、引き続きWindows10で動作しますが、サポートは終了します。

【Q】

Windows11に無料でアップグレードできますか？

【A】

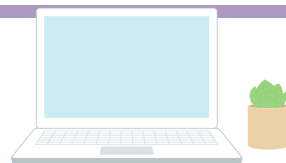
Windows10 Home または Windows10 Pro から同等のバージョンのWindows11へのアップグレードは無料です（たとえば、Windows10 Pro から Windows11 Pro）。

[\[設定\]](#) > [\[プライバシーとセキュリティ\]](#) > [\[Windows Update\]](#) を開いて確認してください。

お使いのパソコンが最小システム要件を満たし、アップグレードできる場合、Windows 10 から Windows11にアップグレードするためのオプションが Windows Update に表示されるはずです。

Sモードをお使いの場合、Windows10 Home Edition(Sモード)から Windows11 Homeエディション(Sモード) へのアップグレードが無料です。

お使いのパソコンがシステム仕様の最小要件を満たしていれば、Windows10 Home Edition (Sモード) は Windows11 Home エディション(Sモード) にアップグレードできます。Windows10 搭載パソコンがSモードで Pro エディションを実行している場合、Windows11 Pro にアップグレードするには、Sモードからの切り替えが必要になります。Windows11 Pro エディションでは、Sモードは利用できません。





昭和100年となる今年の「昭和の日」をはじめ「憲法記念日」「みどりの日」「こどもの日」と人と社会と自然について過去を振り返り未来を考える祝日が続いて大型連休が終わりました。

先月、化学者の白川英樹博士の講演を聴く機会をいただきました。

1936年生まれの博士は「導電性高分子の発見と開発」の功績により2000年にノーベル化学賞を受賞しています。従来、電気を通さないとされていたプラスチックに導電性を持たせる研究を進め革新的な技術を発見した、という程度しか私には理解できませんが、博士の子供時代からの体験や学び、失敗や試行錯誤の道のりについてのお話は大変勉強になるものでした。著書「自然に学ぶ（白川英樹：著 法蔵館：出版社）」と併せて多くのことを学びましたので、特に印象的だったことをご紹介します。

まずは「金メダルの裏側」のことです。ノーベル賞のメダルというとノーベルその人の横顔のデザインが浮かびますが、その裏側には二人の女神が絵が描かれているのだとか。

自然の女神NATURAのかぶっているベールを科学の女神SCIENTIAが持ち上げて覗き込んでいる構図で、白川博士はその意味について次のように読み解きます。

人には自然をもっと知りたい、理解したいという知的な好奇心が備わっているということ、そして、人が自然と共存するためには、自然をよく知り、創意工夫をしなければならないということを示している、と。博士が子供たちに日頃から伝えている「よく観察し、よく記録し、よく調べ、よく考えよう」という科学の本質と同じことを表す、良い図柄だとのことでした。

私は、科学だけではなく、会計にもよくあてはまるのではないかと思います。事業の状況をよく「観察」しその実態を適時適切に会計帳簿に「記録」して、なぜそのような結果になるのかよく「調べ」、よく「考える」ことで改善をしていくことが経営には必要です。不思議に満ちた自然に対峙する科学のように、不確実性に満ちた人と社会と環境に対峙していくために会計の力を活かしていけるのではないかと思います。

そして、もうひとつ「セレンディピティ」という概念についてです。あることを目指している過程で、思いがけず別のものにたどりつくような「幸運な偶然」を示す言葉です。

白川博士の研究もいくつかの「幸運な偶然」があって成功したと言われていますが、そのような偶然は「待ちかまえた知性」のもとに舞い降りるのだといいます。ただの「棚からぼたもち」のような本当に偶々な偶然ではなく、自ら迎えに行く偶然、つまり目的意識をはっきりとをもって行動しているからこそ起こる偶然がセレンディピティなのだ、と。

これもまた経営にも相通ずる考え方だと思います。セレンディピティ、これは事業を大きく動かすきっかけとなる御縁やアイディアと言い換えても良いと思います。ただ座して待っていても生まれません。常に意識して何をなすべきかを考えて行動していく中でふとしたことでアイディアが生まれたり、御縁が生じたりするのでしょう。

厳しい時代だからこそ、良いセレンディピティをこちらから迎えに行く心構えを持ちたいものです。



物理学賞・化学賞のメダルの裏側/THE NOBELPRIZE HPより

「自然に学ぶ」
(白川英樹：著 法蔵館：出版社)



雑草に長々しき名みどりの日

美恵野



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年のゴールデンウィークは、日程や物価高の影響を受け、家でゆっくり過ごしたり、近場で節約をして楽しんだ方も多かったようです。我が家も今年は混雑を避け、比較的近場でゆっくりと過ごしました。いつもは忙しくて素通りしてしまう場所に行ってみたり、よく行く場所でもいつもよりゆっくりと時間をかけることで新しい発見があったり、思った以上に充実した時間を過ごすことが出来ました。リフレッシュしてエネルギーをチャージできましたので、また日々の仕事や生活をしっかりと頑張っていこうと思います。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃる場合は是非ご紹介ください！！

